平成２２年（フ）第６７３号
和歌山市土入118番地の１　ＮＫ－ＶＩＬＬＡＧＥ101号
破産者　エガワ設備こと　江川　耕司
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６０号
広島市東区矢賀１丁目４番１号
破産者　鳥越　　信（旧姓三瓶）
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８８号
山口県下関市貴船町４丁目10番７号
破産者　福永正治こと　李　　正治
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
愛媛県大洲市菅田町菅田乙86番地６
破産者　赤ちゃんハウスサラダ館大洲中央店・野村ギフトこと　中野　宏昭
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第６４６号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷888番地３
破産者　佐藤　好喜
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１５０９号
札幌市厚別区厚別南３丁目13番24号
破産者　有限会社キマタ工業
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２５号
石川県白山市藤木町16番地
破産者　細川久米夫
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２７号
石川県白山市小上町15番地
破産者　今野　善徳
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１８１号
神戸市長田区神楽町２丁目３－１
破産者　株式会社アスカ
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６６号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番地１－214、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市甲子園三保町５番13号
破産者　平岡　俊彦
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５号
岡山県倉敷市児島下の町10丁目376番地129
破産者　小林　　緑
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２号
岡山市南区浦安本町90番地２
破産者　秋庭　正希
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目31番27号
破産者　植村建設株式会社
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６９７号
東京都東大和市蔵敷３丁目862番地の２ニューベルヴェ202
破産者　今泉　和正
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４３号
岐阜県本巣市政田2466番地ルミエール大西201号
破産者　河合　正己
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２２号
静岡県三島市谷田1209番地の24　シャレー子の神201
破産者　有限会社いらか
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
愛知県一宮市萩原町西御堂字三反田10番地１
破産者　有限会社松田工業
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１号
兵庫県丹波市氷上町谷村543番地
破産者　マイプラ工業株式会社
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
山口県下関市山の田東町10番１号
破産者　有限会社エノモト設計室
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係